

# 令和 5 年度 木曽岬町水質検査計画



木曽岬町では、皆様に安全でおいしい水を飲んでいただくために、水源から各家庭の蛇口に至るまで、定期的に水質検査を行い、水道水の水質管理に万全を期しています。

そこで、水道水源の周辺状況や水道水の水質検査結果を踏まえ、安全で良質な水道水の供給を確実にするため水質検査計画を策定しました。

水質検査計画の概要は次のとおりです。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己／委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. その他の留意事項

## 1. 基本方針

- (1) お客様に安心して水道水を利用していただくために、年間にわたる水質検査の計画を立て、蛇口から出る水道水（給水栓水）が法令で義務付けがある水質基準に適合しているかどうかを確認する検査を行います。
- (2) 水源や水質汚濁の状況、浄水施設、送配水施設の状況などを考慮して、臨時の水質検査や検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目などについても、必要に応じて適宜検査を行います。
- (3) 水質検査の結果について評価の上公表するとともに、次年度の水質検査計画の策定に活かし、継続的改善に努めます。

## 2. 水道事業の概要

表-1 施設の概要

| 施設名   | 田代受水場       | 弘法池受水場     | 新輪受水場     |
|-------|-------------|------------|-----------|
| 水源    | 県水受水(播磨浄水場) |            |           |
| 原水の種類 | 木曽・長良川表流水   |            |           |
| 配水池   | 木曽岬分水から直送   | 弘法池受水場内配水池 | 新輪受水場内配水池 |
| 給水区域  | 町内全域        |            |           |
| 検査地点  | 給水栓：源緑排水機場  |            | 給水栓：新輪地内  |

表-2 給水状況

(令和4年度末)

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 給水人口  | 5,951人                 |
| 普及率   | 100%                   |
| 配水能力  | 4,800m <sup>3</sup> /日 |
| 平均配水量 | 2,681m <sup>3</sup> /日 |

## 3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

### (1) 原水の状況

木曽岬町は、取水可能な河川はなく、また地盤沈下規制地域で地下水を取水することも出来ず、自己水源を持つことができないために三重県企業庁からの浄水のみで町内全域に給水しています。

## (2) 水質管理について

三重県企業庁からの浄水は、田代受水場、弘法池受水場、新輪受水場で受水しており、受水地点までは三重県企業庁が責任を持って水質管理を行っています。

三重県企業庁の播磨浄水場は、環境基準による河川A類型に指定されている木曽川及び長良川の表流水を水源としており、水道水源としては比較的良好な水質の河川です。

## 4. 採水地点、検査項目、検査頻度及びその理由

### (1) 水道水の水質検査

#### ア. 毎日検査項目

休日も含めた毎日、町内3ヶ所の給水栓において、色・濁り・消毒の残留効果の検査を行います。

#### イ. 水質基準項目

法令で定める水質基準項目については、毎月、町内の代表箇所の給水栓において水質検査を行います。なお、水質検査を行う項目、検査頻度などの詳細については、表-3に示しました。

法令で定める水質基準項目のうち、「省略不可項目」及び「過去データ等から省略不可となった項目」については、原水・処理水の水質状況等を考慮して適切な検査回数とし、また、「省略可となった項目」についても、安全性を確認するため1年に1回検査を行います。

なお、三重県企業庁からの浄水は、臭気の原因となる藻類が発生しやすい湖を水源としているため「42 ジエオスミン」、「43 2-メチルイソボルネオール」については、検出されないことが明らかなので、安全性を確認するため1年に1回検査をするにとどめます。

### (2) 原水の水質検査

浄水の供給を受けている三重県企業庁が水質検査を行い検査結果については、情報提供を受け安全性の確認を行っています。

なお、県企業庁の水質検査計画及び水質検査結果については、北勢水道事務所ホームページで公表しています。

## 5. 水質検査方法

水道法第4条第2項の規定に基づく「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）で定められた方法により検査します。

## 6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 净水過程に異常があったとき
- ⑤ 净水施設や配水管等の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常や定期の水質検査などで異常値が確認されたとき直ちに実施し、水質異常が終息し、給水栓水の安全が確認されるまで連続的に行います。

検査に供する水の採取場所は、問題の生じた箇所に重点を置くとともに、確認のため定期の水質検査地点についても検査いたします。検査項目は異常値を示した項目のほかに関連項目についても状況に合せて追加し、検査を実施します。

また、蛇口での赤水、濁り、異物、異臭味など利用者から苦情、水質相談があった場合も必要に応じた水質検査を行います。

## 7. 水質検査の自己／委託の区分

- (1) 「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」については、休日も含めた毎日、町内3ヶ所で役場職員が検査を行います。
- (2) 処理水の「水質基準項目」については、厚生労働省20条登録の専門の検査機関に委託して検査を行います。

## 8. 水質検査計画及び検査結果の公表

### (1) 公表内容

- ① 水質検査計画書
- ② 水道法に基づく給水栓水の水質検査結果
- ③ その他

### (2) 公表方法

水質検査計画は毎年作成し、ホームページで公表します。

水質検査結果については、ホームページで速やかに公表します。

## 9. その他の留意事項

- (1) 関係行政機関、関係水道事業者、水質検査機関等関係者との相互連絡通報体制及び定期的な連絡調整会議の開催計画と実施状況

水質汚染が発生した場合や水道水が原因で衛生問題が発生した場合などの緊急事態に対し、三重県環境生活部、三重県企業庁、桑名警察署及び水質検査委託先などの関係機関と連携をとって、迅速に対処します。

また、災害の規模が大きく単独で対処できない場合「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、近隣の他の水道事業体に応援を要請します。

### 【連絡先】

〒498-8503

三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 木曽岬町役場 建設課

TEL: (0567) 68-6106 FAX: (0567) 68-3792

Eメール:kensetsu@town.kisosaki.mie.jp

表-3

## 水質基準項目及び検査頻度

| 項目                                    | 基準値           | 過去3年間の検査結果による最大値 | 測定頻度  | 備考  |
|---------------------------------------|---------------|------------------|-------|---|
| 1 一般細菌                                | 100CFU/ml以下   | 0                | 12回/年 |   |
| 2 大腸菌                                 | 検出されないこと      | 不検出              | 12回/年 |   |
| 3 カドミウム及びその化合物                        | 0.003mg/l未満   | 0.0003mg/l未満     | 1回/年  |   |
| 4 水銀及びその化合物                           | 0.0005mg/l未満  | 0.00005mg/l未満    | 1回/年  |   |
| 5 セレン及びその化合物                          | 0.01mg/l未満    | 0.001mg/l未満      | 1回/年  |   |
| 6 鉛及びその化合物                            | 0.01mg/l未満    | 0.001mg/l未満      | 1回/年  |   |
| 7 ヒ素及びその化合物                           | 0.01mg/l未満    | 0.001mg/l未満      | 1回/年  |   |
| 8 六価クロム化合物                            | 0.02mg/l未満    | 0.005mg/l未満      | 4回/年  | 注1)源縁排水機場については、水質検査結果にて省略可能な項目ですが、1年に1回検査を行う。 |
| 9 垂硝酸態窒素                              | 0.04mg/l未満    | 0.004mg/l未満      | 1回/年  |   |
| 10 シアン化物イオン及び塩化シアン                    | 0.01mg/l未満    | 0.001mg/l未満      | 4回/年  |   |
| 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                      | 10mg/l未満      | 0.20mg/l         | 1回/年  |   |
| 12 フッ素及びその化合物                         | 0.8mg/l未満     | 0.11mg/l         | 1回/年  |   |
| 13 ポリ素及びその化合物                         | 1.0mg/l未満     | 0.1mg/l未満        | 1回/年  |   |
| 14 四塩化炭素                              | 0.002mg/l未満   | 0.0002mg/l未満     | 1回/年  |   |
| 15 1,4-ジオキサン                          | 0.05mg/l未満    | 0.005mg/l未満      | 1回/年  |   |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/l未満    | 0.004mg/l未満      | 1回/年  |   |
| 17 ジクロロメタン                            | 0.02mg/l未満    | 0.001mg/l未満      | 1回/年  |   |
| 18 テトラクロロエチレン                         | 0.01mg/l未満    | 0.001mg/l未満      | 1回/年  |   |
| 19 トリクロロエチレン                          | 0.01mg/l未満    | 0.001mg/l未満      | 1回/年  |   |
| 20 ベンゼン                               | 0.01mg/l未満    | 0.001mg/l未満      | 1回/年  |   |
| 21 塩素酸                                | 0.6mg/l未満     | 0.130mg/l        | 4回/年  |   |
| 22 クロロ酢酸                              | 0.02mg/l未満    | 0.002mg/l未満      | 4回/年  |   |
| 23 クロホルム                              | 0.06mg/l未満    | 0.026mg/l        | 4回/年  |   |
| 24 ジクロロ酢酸                             | 0.03mg/l未満    | 0.010mg/l        | 4回/年  |   |
| 25 ジプロモクロロメタン                         | 0.1mg/l未満     | 0.001mg/l        | 4回/年  |   |
| 26 臭素酸                                | 0.01mg/l未満    | 0.001mg/l未満      | 4回/年  |   |
| 27 総トリハロメタン                           | 0.1mg/l未満     | 0.03mg/l         | 4回/年  |   |
| 28 トリクロロ酢酸                            | 0.03mg/l未満    | 0.01mg/l未満       | 4回/年  |   |
| 29 プロモシクロロメタン                         | 0.03mg/l未満    | 0.007mg/l        | 4回/年  |   |
| 30 プロモホルム                             | 0.09mg/l未満    | 0.001mg/l未満      | 4回/年  |   |
| 31 ホルムアルデヒド                           | 0.08mg/l未満    | 0.008mg/l未満      | 4回/年  |   |
| 32 亜鉛及びその化合物                          | 1.0mg/l未満     | 0.1mg/l未満        | 1回/年  |   |
| 33 アルミニウム及びその化合物                      | 0.2mg/l未満     | 0.10mg/l         | 4回/年  |   |
| 34 鉄及びその化合物                           | 0.3mg/l未満     | 0.01mg/l         | 1回/年  |   |
| 35 銅及びその化合物                           | 1.0mg/l未満     | 0.1mg/l未満        | 1回/年  |   |
| 36 ナトリウム及びその化合物                       | 200mg/l未満     | 8.0mg/l          | 1回/年  |   |
| 37 マンガン及びその化合物                        | 0.05mg/l未満    | 0.001mg/l未満      | 1回/年  |   |
| 38 塩化物イオン                             | 200mg/l未満     | 9.3mg/l          | 12回/年 |   |
| 39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)                  | 300mg/l未満     | 22.0mg/l         | 1回/年  |   |
| 40 蒸発残留物                              | 500mg/l未満     | 63.0mg/l         | 1回/年  |   |
| 41 陰イオン界面活性剤                          | 0.2mg/l未満     | 0.02mg/l未満       | 1回/年  |   |
| 42 ジエオスミン                             | 0.00001mg/l未満 | 0.000003mg/l     | 1回/年  |   |
| 43 2-メチルイソポルネオール                      | 0.00001mg/l未満 | 0.000001mg/l未満   | 1回/年  |   |
| 44 非イオン界面活性剤                          | 0.02mg/l未満    | 0.002mg/l未満      | 1回/年  |   |
| 45 フェノール類                             | 0.005mg/l未満   | 0.0005mg/l未満     | 1回/年  |   |
| 46 有機物(全有機炭素(TOC))                    | 3.0mg/l未満     | 1.1mg/l          | 12回/年 |   |
| 47 pH値                                | 5.8以上8.6以下    | 7.6              | 12回/年 |   |
| 48 味                                  | 異常でないこと       | 異常なし             | 12回/年 |   |
| 49 臭気                                 | 異常でないこと       | 異常なし             | 12回/年 |   |
| 50 色度                                 | 5度以下          | 0.5度             | 12回/年 |   |
| 51 濁度                                 | 2度以下          | 0.4度未満           | 12回/年 |   |

図-1

水質検査採水場所概略図

